

# 春日部労基だより

平成 26 年 1 号  
春日部労働基準監督署  
春日部市南 3-10-13  
電話 048-735-5227  
FAX048-735-3748

労働安全衛生管理、労務管理、労働保険などに関する情報を提供いたします。  
掲載情報についてのご要望がありましたら、当署までお寄せください。

## 1 お知らせ

### (1) 最低賃金が改正されました。

埼玉県最低賃金が平成 25 年 10 月 20 日に改正されました。また、特定（産業別）最低賃金が平成 25 年 12 月 15 日に改正されました。

詳細については、4 ページの一覧表をご覧ください。

### (2) 埼玉年末・年始無災害運動を実施しております。

年末・年始は荷の動きが活発になり、災害も増加する傾向にあります。そこで、災害の減少を図るため、平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 1 月 15 日までの間、「埼玉年末・年始無災害運動」を実施しております。

つきましては、下記事項及び 2 ページの実施要領の業種ごとの実施事項を実施いただき、労働災害防止に努めていただきますようお願いいたします。

#### 記

- ア 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- イ 安全衛生管理体制の確立、確認
- ウ リスクアセスメントの推進
- エ 作業マニュアルの点検、確認、作成
- オ 作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
- カ 作業開始前ミーティングの実施
- キ KY（危険予知）活動の実施
- ク 安全衛生パトロールの実施
- ケ 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- コ 職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）の徹底
- サ 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- シ 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- ス 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- セ 「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生意識高揚

## 埼玉年末・年始無災害運動実施要領

埼玉労働局では、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間を計画期間とする埼玉第 12 次労働災害防止計画(以下「埼玉 12 次防」という。)においては、労働災害による死亡者数について平成 29 年に平成 24 年と比較して 20%以上の減少、死傷者数について同じく 15%以上の減少を全体目標とし、さらに、その実現性を高めるために重点業種を定め、第三次産業のうちの小売業、飲食店、社会福祉施設及び陸上貨物運送事業は死傷災害の減少を、製造業及び建設業は死亡災害の減少を、業種ごとに数値目標を掲げて推進している。

本年 10 月末までの死傷災害は、全産業で 3,957 人と前年同期(4,101 人)に比べ-144 人、3.5%減少している。工業的業種は 2,271 人(前年同期比-124 人、5.2%減)と減少し、製造業 968 人(同-89 人、8.4%減)、建設業 527 人(同-10 人、1.9%減)、陸上貨物運送事業 701 人(同-25 人、3.4%減)と減少している一方、第三次産業(その他の事業)は、前年と比べ 9 月末で増加し、10 月末でも 1.2%減にとどまっている。

また、同じく死亡災害は 33 人と前年同期(39 人)に比べ-6 人、15.4%減少している。

現在の労働災害の動向には、①死傷災害は、6 月末までは対前年 8~9%の減少率で推移していたものが徐々に減少幅が縮小し、工業的業種の重点業種は減少幅に差異はあるものの、いずれも減少しているのに対し、第三次産業は、小売業等の重点業種をはじめ主要業種で増加し、全体でも災害が増加した前年と同水準で推移していること、また、②死亡災害は、前半は、製造業、建設業以外の「その他」の業種を中心に前年の半数程度で推移していたものが、6 月以降は、製造業、建設業等の工業的業種を中心に毎月 4 人以上、特に 10 月は 7 人の死亡災害が発生し増加傾向となっているなどの特徴がみられる。

このような状況の中、各事業者、事業者団体においては労働災害の防止を推進しているところであるが、特にこれから年末年始の繁忙期を迎えることとなり、荷動きの増加、気象条件、交通事情等の作業環境の変化、普段の作業や生活のリズムが変わりやすくなることに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行われない非常作業等が多くなることなど、さらに労働災害の増加が懸念される時期となる。

このため、安全衛生意識高揚により埼玉 1 2 次防の取組みを促進するため、埼玉、千葉、東京、神奈川の 4 労働局が推進している「Safe Work」のキャッチフレーズの下、各事業場、職場では、災害防止のため、特別な配慮を講じ、一年の締めくくりである年末及び新年のスタートである年始にかけて労働災害防止の運動を積極的に展開することにより、本年の後半の災害増加傾向に歯止めをかけ、死傷災害及び死亡災害の減少を図るため、「埼玉年末・年始無災害運動」を実施することとする。

### 1 実施期間

平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 1 月 15 日まで

### 2 主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

### 3 実施者

事業者

### 4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、建設工事発注機関等に対する協力要請
- (2) 年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請
- (3) ホームページ、記者発表等による広報
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (5) 「Safe Work SAITAMA」の普及促進

### 5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生管理体制の確立、確認
- (3) リスクアセスメントの推進
- (4) 作業マニュアルの点検、確認、作成
- (5) 作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
- (6) 作業開始前ミーティングの実施
- (7) KY(危険予知)活動の実施
- (8) 安全衛生パトロールの実施
- (9) 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- (10) 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- (11) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (12) 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (13) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- (14) 「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

## 6 災害多発・災害増加業種の重点実施事項

### (1) 製造業

- ア 加工用機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止
- イ 労働安全衛生規則改正された食品加工用機械の対策の実施
- ウ 非定常作業、故障時のマニュアル確認及び安全作業の徹底
- エ 通路、階段、作業床等の墜落、転倒防止のための改善
- オ フォークリフト、クレーン等の資格者の確認と資格者による作業
- カ 用具の正しい使用方法による作業
- キ 重量物扱いの災害性腰痛、捻挫防止のための正しい方法による作業

### (2) 陸上貨物運送事業

- ア 過労運転及び降雪、凍結による交通労働災害の防止
- イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく次の災害防止対策
  - ① 荷台からの墜落・転落防止
  - ② フォークリフト、クレーン等の災害防止
  - ③ コンベヤーによる災害防止
  - ④ ロールボックスパレットによる災害防止
  - ⑤ 転倒による災害防止
  - ⑥ 腰痛防止対策
  - ⑦ 荷崩れ又は荷の落下による災害防止
  - ⑧ 陸運事業者と荷主との連絡調整
- ウ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

### (3) 建設業

- ア 法令に基づく足場の設置、開口部の手すり等の設置又はそれらを設けることが困難な場合の安全帯の使用による墜落・転落災害の防止
- イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施
- ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る作業半径内立入禁止措置等安全作業の徹底
- エ 労働安全衛生規則改正された解体用機械の対策の実施
- オ 携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底と歯の接触予防装置の確実な使用
- カ 作業計画に基づく適切な作業
- キ 足場等の防護ネットの設置等による高所からの落下物災害の防止
- ク 脚立、梯子、ワイヤーロープ等の点検と特に梯子使用時の緊結、転位防止、昇降時の安全ブロック及び安全帯の使用等適切な作業方法による作業
- ケ 作業主任者の作業指揮に基づく作業
- コ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施

### (4) 小売業・飲食店

- ア 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明
- イ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- ウ 床等の水、油、氷等の清掃、除去
- エ 労働安全衛生規則改正された食品加工用機械の対策の実施
- オ 刃物、脚立、梯子等の正しい使用方法による作業
- カ 床面、通路、階段等での転倒、墜落防止のための設備改善
- キ 無理な姿勢による荷の取扱作業の排除による腰痛の防止
- ク 交通法規遵守による交通労働災害の防止
- ケ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底

### (5) 社会福祉施設

- ア 新規開設時の安全衛生対策の確認
- イ 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明
- ウ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- エ 床等の水、油等の清掃、除去
- オ 床面、通路、階段等での転倒、墜落防止のための設備改善
- キ 無理な姿勢による作業の排除、補助具等の利用による腰痛の防止
- ク 雇入れ時の安全衛生教育の徹底

# 埼玉県の最低賃金

(平成25年度)

<b>埼玉県最低賃金</b>	時間額 (円)	埼玉県内で働く全ての労働者{特定(産業別)最低賃金が適用される人を除く。}に適用されます。	発効日
	<b>785</b>		25.10.20

特定(産業別)最低賃金	時間額 (円)	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
<b>非鉄金属製造業</b> (非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。)	<b>842</b>	1 18歳未満又は65歳以上の者  2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの  3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者  4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	25.12.15
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)を除く。)	<b>846</b>		
<b>輸送用機械器具製造業</b> (産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)を除く。)	<b>857</b>		
<b>光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業</b>	<b>857</b>		
<b>各種商品小売業</b> (百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業が該当する。)	<b>810</b>		
<b>自動車小売業</b> (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。)を除く。)	<b>857</b>		

注) 1 最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。

2 著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の特例許可金額が適用されます。

埼玉労働局  
各労働基準監督署